

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要について【主体別】

自転車の安全で適正な利用を促進するため、県、県民、自転車利用者、事業者等の各主体に以下の責務・役割や義務等を規定。

<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な施策、情報提供等、必要な広報啓発の実施 ○ 県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための交通安全教育及び啓発の実施 ○ 自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するための情報提供等の実施 ○ 国及び市町村と連携した歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備 	
<p>県民</p>	<p>交通安全団体、自転車関係団体</p>	<p>市町村</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深める ○ 自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的かつ積極的な実施 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全で適正な利用促進に係る取組の自主的かつ積極的な推進 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内の実情に応じ、国及び県が実施する施策への協力
<p>自転車利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険等への加入（義務） ○ 法令を遵守し、歩行者、自動車等の通行に十分に配慮した自転車の安全で適正な利用 ○ 自転車に関係する交通事故防止に関する知識の習得 ○ 自転車の必要な点検・整備 ○ 自転車の盗難防止のための施錠その他の防犯対策 ○ 反射器材の備付等交通事故防止又は交通事故被害軽減を図るための器具の使用等安全上の措置の実施 	<p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒又は学生に対する自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための発達の段階に応じた交通安全教育の実施 ○ 自転車通学の児童、生徒又は学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険等に関する情報提供 	
<p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監護する未成年者の自転車利用に係る保険等への加入（義務） ○ 監護する未成年者に対する自転車を安全で適正に利用するために必要な教育の実施 ○ 監護する未成年者が利用する自転車の必要な点検・整備 ○ 監護する未成年者の自転車利用に際し、反射器材の備付等交通事故防止又は交通事故被害軽減を図るための器具の使用等安全上の措置の実施 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動における自転車利用に係る保険等への加入（義務） ○ 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深める ○ 自転車の安全で適正な利用促進に係る取組の自主的かつ積極的な実施 ○ 国、県及び市町村が実施する施策への協力 ○ 自転車通勤又は事業活動で自転車を利用する従業者に対する自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための交通安全教育及び啓発の実施 ○ 事業活動で利用する自転車の必要な点検・整備 ○ 事業活動での自転車利用に際し、反射器材の備付等交通事故防止又は交通事故被害軽減を図るための器具の使用等安全上の措置の実施 ○ 自転車通勤の従業者に対する保険等への加入状況の確認及び保険等に関する情報提供 	
<p>高齢者の家族</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者に対する自転車を安全で適正に利用するために必要な助言の実施 	<p>自転車貸付業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付用自転車の保険等への加入（義務） ○ 貸付用自転車の必要な点検・整備 ○ 自転車借受者に対する自転車の安全で適正な利用に関する情報提供 ○ 自転車の貸付けに際し、反射器材の備付等交通事故防止又は交通事故被害軽減を図るための器具の使用等安全上の措置の実施 ○ 自転車借受者に対する貸付用自転車に係る保険等の内容に関する情報提供 	<p>自転車小売業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車購入者に対する自転車の安全で適正な利用に関する情報提供 ○ 自転車購入者に対する保険等への加入に関する情報提供及び保険等への加入状況の確認
<p>自動車等運転者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮 ○ 自転車の側方通過時、自転車との間の安全な間隔の保持又は徐行 		